

クリーニング師研修等事業の方向性について

○ クリーニング師、業務従事者に期待される役割

○ 研修、講習科目

<第1回の意見>

- ・科目は良いが、内容次第。
- ・新たに知ること、再認識することが重要。
- ・内容がマンネリ化していて大きな変化がない。
- ・大手は自社で研修できる。生衛業は難しい。地域で頑張ってもらいたい。
- ・消費生活年報でもトラブル件数のランキング高い。トラブルが減るよう研修を生かして欲しい。クリーニングに期待している。
- ・実物の紹介も含め、トラブルに関する内容を多くやっている。
- ・教本がとっつきにくかった。DVD、映像にもチャレンジ。

<方向性>

- クリーニング師、業務従事者の現場のニーズに即した内容を研修、講習科目に盛り込むべきではないか（業務従事者には、大きく分けて、取次所と工場に従事している人がいる）。
- 初めて研修、講習を受講する人と2回目以降の受講者の内容は同じで良いか。

○ 研修、講習時間

<第1回の意見>

- ・日曜に研修を行うことで受講率が向上した。
- ・研修の通知方法を年度当初に幅広く行い、受講率が向上した。
- ・実施日数や実施場所が少ないために受けられない人がいる。

<方向性>

- 研修、講習の実施回数、場所について、工夫できないか。
- 研修、講習の周知方法を工夫できないか。
- 初めて研修、講習を受講する人と2回目以降の受講者の時間は同じで良いか。

○ 講師

<第1回の意見>

- ・技術の担当が不足。同じ人が行っている。
- ・衛生法規は、3年に1度入れ替えをはかっている。
- ・教え方に問題があるのではないか。

<方向性>

- 講師の養成方法を工夫できないか。
- 講師不足を補う方法はないか（県境を越えた講師派遣、ブロック単位での研修・講習の実施、DVDの活用、通信制の活用等）。

○ 研修、講習成果の確認

<方向性>

- 受講者が研修等受講日を確認しやすいように修了証書を工夫すべきではないか。受講済みであることを消費者に伝えるにはどうしたら良いか。
（クール毎に修了証書の色を変える、受講年月日を記載する、スタンプラリーのように次々と判を押すようにする、など。あるいは、携帯しやすいカード式など）
- 研修等未受講者への対応をどうするか。

○ 研修、講習の実施機関、受講料

<方向性>

- 実施機関として委託されている（財）全国生活衛生営業指導センターの役割をどう考えるか。
- 研修、講習の質の確保と適正な受講料についてどう考えるか。

○ 行政の指導監督の在り方

<第1回の意見>

- ・新規開業者に関しては保健所から埼玉県センターへ情報提供。（埼玉県）
- ・組合、センターとも連携。連携を阻害する要因として組合組織率の低下。

<方向性>

- 事業者の情報等について、情報の共有、連携の強化についてどう考えるか。
- クリーニング師の情報を開示することについてどう考えるか。
- 保健所での立入検査と研修・講習の受講確認をリンクさせるのはいかがか。

○ その他

<第1回の意見>

- ・廃業届を出すのは少ない。
- ・研修に出ると良い、と未受講者に伝えるべき。
- ・罰則がないから受講しない、という考えもある。
- ・罰則を設けることについては、反対。なじまない。
- ・3年に1回、何度受けてもまた同じにならないようにしてほしい。

<方向性>

→ 研修未受講者、講習を受けさせない営業者に対する罰則の対応についてどう考えるか。

クリーニング師研修、業務従事者講習の在り方について

<考え方>

- ① 消費生活年報によると、クリーニングに関する相談件数は、ここ数年減っているものの、2008年で約8,400件（商品・役務別分類の順位：14位）ある。
（※ 1985年以降最高は1997年、約11,000件）
 - ・・・研修、講習がなくなるとトラブルが増加する可能性がある。
クリーニング所の自然淘汰に任せると、自然淘汰の間、トラブルは続き、国民が被害を被ることになる。
- ② 衣料素材等の多様化、関係法令（特に環境規制）の改正等新しい知識を常に得る必要がある。
 - ・・・研修、講習がなくなると、新しい素材への対応が疎かになる可能性がある。
新しい規制に対して対応できない可能性がある。

<方向性>

- クリーニング師研修、業務従事者講習制度の継続の是非
- 内容の充実についてどう考えるか